



※1：病院または有床診療所については、2階部分に患者の収容施設があるものに限る

※2：就寝用福祉施設にあたるもの (別表1参照)

別表1

- ・サービス付き高齢者向け住宅
- ・認知症高齢者グループホーム
- ・障害者グループホーム
- ・助産施設
- ・乳児院
- ・障害児入所施設
- ・助産所
- ・盲導犬訓練施設
- ・救護施設
- ・更正施設
- ・老人短期入所施設
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護の事務所
- ・老人デイサービスセンター
(宿泊サービスを提供するものに限る。)
- ・養護老人ホーム
- ・特別養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム
- ・有料老人ホーム
- ・母子保健施設
- ・障害者支援施設
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス (自立訓練又は就労移行支援を行う業務に限る。)の事務所 (利用者の就寝の用に供するものに限る。)